

平成22年11月

上下水道局

営業所別停水予告・停水処分について

(単位：件)

営業所		年度	17	18	19	20	21
東山	停水予告		1,199	1,108	1,243	1,201	1,073
	停水処分		112	91	134	115	126
山科	停水予告		6,027	5,721	6,050	5,152	5,354
	停水処分		1,024	807	989	819	863
北	停水予告		1,932	2,180	2,228	1,969	1,856
	停水処分		459	496	380	368	289
丸太町	停水予告		1,249	1,179	1,327	1,423	1,482
	停水処分		264	208	225	203	232
右京	停水予告		2,985	3,372	3,372	2,997	3,456
	停水処分		368	470	401	322	376
西京	停水予告		2,799	2,588	2,618	2,353	2,407
	停水処分		379	350	267	249	258
左京	停水予告		3,050	3,365	3,608	3,363	3,080
	停水処分		849	952	1,240	577	579
九条	停水予告		2,799	3,249	3,764	3,244	3,606
	停水処分		464	580	680	522	547
伏見	停水予告		5,169	5,411	5,359	4,977	4,786
	停水処分		943	952	900	795	719
合計	停水予告		27,209	28,173	29,569	26,679	27,100
	停水処分		4,862	4,906	5,216	3,970	3,989

一般家庭の上下水道料金の基本料金比較(1箇月)について

平成22年7月1日現在

区分 都市名	水道料金		下水道使用料	
	基本水量 m ³	基本料金 円	基本水量 m ³	基本料金 円
京都市	10	870	10	700
札幌市	10	1,320	10	600
仙台市	-	1,250	10	703
さいたま市	8	1,080	-	660
東京都	5	1,170	8	560
川崎市	8	530	8	660
横浜市	8	790	8	630
新潟市	-	2,090	10	1,190
静岡市	-	380	-	925
浜松市	-	640	-	600
名古屋市	10	1,150	10	560
大阪市	10	950	10	550
堺市	-	650	-	715
神戸市	10	880	10	470
岡山市	-	1,020	-	538
広島市	-	810	6	695
北九州市	-	900	10	634
福岡市	-	1,330	-	760

- 注1 東京都及び政令指定都市(千葉市, 相模原市を除く。)計18都市の比較を示す。
 2 水道料金は、口径20ミリメートルで比較した。
 3 消費税及び地方消費税相当額を除く額である。

水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度について

(1) 水道料金の福祉減免制度について（東京都及び政令指定都市（千葉市，相模原市を除く。）計18都市）

（平成22年7月1日現在）

都市	減免対象	減免内容	規定根拠
京都市	減免制度なし	—	—
札幌市	減免制度なし	—	—
仙台市	生活保護世帯	基本料金相当額を減額	仙台市水道事業給水条例第35条
	市民税非課税世帯		
	中国残留邦人などに対する支援給付世帯		
さいたま市	生活扶助受給世帯及びそれに準じる世帯	口径13mmの基本料金相当額（1箇月につき890円）を減額	さいたま市給水条例第40条第2項 施行規程第22条第2項
東京都	生活扶助受給世帯	基本料金に100分の105を乗じて得た額を免除 ただし、給水管の呼び径が30mm以上のものにあつては、基本料金と1月当たり使用水量5㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額を免除	東京都給水条例第30条2項
	児童扶養手当受給世帯		
	特別児童扶養手当受給世帯		
	混在	共同住宅扱いで、1～3の異なる種類の減免対象者が混在しているもの	
	社会福祉施設	基本料金及び従量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額の10%を減額	
	児童扶養手当受給世帯	基本料金と1月当たり使用水量10㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額から、基本料金に100分の105を乗じて得た額を差し引いた額を免除 ただし、給水管の呼び径が30mm以上のものにあつては、基本料金と1月当たり使用水量10㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額から、基本料金と1月当たり使用水量5㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額を差し引いた額を免除	東京都給水条例第30条1項
	特別児童扶養手当受給世帯		
生活保護世帯	(1)生活扶助		
	(2)教育扶助 住宅扶助 医療扶助 介護扶助	基本料金と1月当たり使用水量10㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額を免除	
	中国残留邦人等支援給付受給世帯	基本料金と1月当たり使用水量10㎡までの分に係る従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額を免除	
川崎市	身体障害者世帯	基本料金を減免	川崎市水道条例第42条 施行規程第34条
	知的障害者世帯		
	重複障害者世帯		
	要介護高齢者世帯		
横浜市	生活保護ひとり親世帯 (平成17年6月までは生活保護世帯として実施)	基本料金相当額を減額	横浜市水道条例第36条 施行規程第22条第1項
	身体障害者世帯		
	知的障害者世帯		
	重複障害者世帯（身体）		
	重複障害者世帯（精神）		
	要介護世帯		
	ひとり親家庭等医療費助成世帯		
	精神障害者世帯		
特別児童扶養手当受給世帯			
新潟市	減免制度なし	—	—
静岡市	減免制度なし	—	—
浜松市	減免制度なし	—	—

都市	減免対象	減免内容	規定根拠
名古屋市	生活扶助受給世帯	専用 口径にかかわらず13mmとみなし、基本料金相当額を減額 共用 10㎡までの料金相当額を減額	名古屋市水道給水条例第32条 施行規程第33条
	高齢者世帯		
	障害者世帯		
	母子世帯		
	障害児世帯		
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律に基づく生活支援給付受給世帯		
大阪市	ひとり親世帯及びそれに準じる世帯	基本料金相当額を減額 ※いずれも生活保護の生活扶助費及び中国残留邦人の支援給付の生 活支援給付を受給されている世帯を除く。	大阪市水道事業給水条例第36 条 施行規程第37条の2, 第37条の 3
	重度障害者世帯		
	高齢者世帯		
	精神障害者世帯		
	社会福祉施設	料金の40%を減額	
堺市	減免制度なし	—	—
神戸市	民間社会福祉施設	従量料金の20%を減額(一部10%)	神戸市水道条例第35条 施行規則第24条の2
岡山市	減免制度なし	—	—
広島市	生活保護世帯	基本料金相当額を減額	広島市水道給水条例第41条の2 施行規程第31条の2
	障害者世帯		
	寝たきり老人等世帯		
	ひとり親世帯		
	社会福祉施設		
	中国残留邦人等世帯		
北九州市	減免制度なし	—	—
福岡市	減免制度なし	—	—

(2) 下水道使用料の福祉減免制度について (東京都及び政令指定都市 計20都市)

(平成22年7月1日現在)

都市	減免対象	減免内容	規定根拠
京都市	減免制度なし	—	—
札幌市	減免制度なし	—	—
仙台市	生活保護世帯	全額	仙台市下水道条例第11条の9
	中国残留邦人等	全額	
	市民税非課税世帯	基本使用料の減免	
さいたま市	生活保護世帯	全額	さいたま市下水道条例第27条 施行規則第21条第4項
	罹災世帯	基本料金	
	児童扶養手当受給者		
	非課税者	全額	
千葉市	生活保護世帯	使用料の金額	千葉市下水道条例第21条
	生活支援給付世帯 (中国残留邦人等)		
	身体障害者世帯 (1, 2級)	基本使用料及び月10立方メートルまでの従量使用料とこれに係る消費税等相当額 (同居人を含めて全員の市・県民税が非課税の場合)	
	知的障害者世帯 (重度以上)		
	65歳以上で、要介護4, 5		
精神障害者世帯 (1級)			
東京都	生活扶助世帯, 児童扶養手当受給世帯, 特別児童扶養手当受給世帯	基本使用料免除	東京都下水道条例第20条2項
	社会福祉施設	使用料の20%を減額	東京都下水道条例第20条1項
	住宅, 教育, 医療扶助, 介護扶助受給・生活保護世帯	基本使用料の免除	
	高齢者世帯	基本使用料の免除	
	生活関連業種	50~200㎡/月分に5円/㎡を乗じて得た額に105/100を乗じた額を減額	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく生活支援給付等受給世帯	基本使用料の免除	
川崎市	身体, 知的障害者 (1) 1, 2級障害者世帯 (2) 知能指数35以下 (3) 3級障害者でかつ知能指数50以下 (4) 市長が同程度と見なした者	1月につき排出汚水量10㎡の使用料免除	川崎市下水道条例第33条 施行規程第20条
	65歳以上で要介護認定4又は5		
	社会福祉施設 (国または地方公共団体が経営するものを除く)	下水道使用料の10%減免	
横浜市	生活保護ひとり親世帯 (平成17年9月までは生活保護世帯として実施)	基本使用料の免除	横浜市下水道条例第22条 施行規則第32条
	1, 2級身体障害者		
	知能指数35以下		
	身体障害者3級, 精神障害者2級, 知能指数75以下の条件の2つ以上に該当する者		
	寝たきり世帯, 重度痴呆症老人世帯		
	ひとり親家庭等医療費助成世帯		
	特別児童福祉手当の支給を受けている者		
要介護4, 5の認定を受けた者			
相模原市	1級精神障害者	全額減免	相模原市公共下水道使用料 徴収条例第7条 施行規則第12条
	身体障害者3級, 精神障害者2級, 知能指数75以下のいずれかに該当する者が二人以上いる世帯		
	生活保護世帯		
	身体障害者世帯		
	知的障害者世帯		
	重複障害世帯 (知的障害・身体障害)		
精神障害者世帯	基本使用料を減免		
要介護世帯			
新潟市	生活扶助受給者世帯	全額免除	新潟市下水道条例第31条
静岡市	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	基本使用料の免除	静岡市下水道条例第16条

都市	減免対象	減免内容	規定根拠
浜松市	生活保護者	基本使用料を免除	浜松市下水道条例第28条
名古屋市	生活扶助受給者世帯	専用 基本使用料相当額を減額 共用 10㎡までの使用料相当額を減額	名古屋市下水道条例第20条 施行規程第41条
	高齢者世帯		
	障害者世帯		
	母子世帯		
	障害児世帯		
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく生活支援給付受給世帯		
大阪市	ひとり親及びそれに準じる世帯	基本使用料の免除	大阪市下水道条例第28条 施行規則第13条の2
	重度（心身）障害者世帯		
	高齢者世帯		
	精神障害者世帯	使用料の40%を減額	
	社会福祉施設（民営）		
	(1) 救護施設		
	(2) 更生施設		
	(3) 授産施設		
	(4) 宿所提供施設		
	(5) 児童福祉施設		
(6) 老人福祉施設			
(7) 身体障害者更生援護施設			
(8) 知的障害者援護施設			
(9) その他市長が必要と認める社会福祉施設			
堺市	減免制度なし	—	—
神戸市	社会福祉施設（民営）	使用料の全額を免除	神戸市下水道条例第19条 施行規則第20条
	(1) 保護施設（医療保護施設を除く）（生活保護法）		
	(2) 児童福祉施設（助産施設を除く）（児童福祉法）		
	(3) 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法）		
	(4) 婦人保護施設（売春防止法）		
	(5) 社会福祉事業に係る施設（社会福祉法）		
	(6) 更生保護施設（更生保護事業法）		
	(7) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームを除く）（老人福祉法）	使用料の50%相当額を減額	
(8) 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター			
岡山市	減免制度なし	—	—
広島市	生活保護世帯	1か月につき排出量10㎡（満たない場合はその排出量）の使用料相当額を免除	広島市下水道条例第58条 施行規則第33条
	中国残留邦人等世帯		
	障害者世帯		
	寝たきり老人等世帯		
	ひとり親世帯		
	社会福祉施設		
	地震災害世帯	使用料の全額を免除	
豪雨災害世帯			
北九州市	生活保護世帯	基本使用料の減免	北九州市下水道条例第27条
	中国残留邦人	基本使用料の減免	
福岡市	生活扶助受給世帯（中国残留邦人等はH20.4.1～）	使用料の全額を免除	福岡市下水道条例第29条 施行規則第42条

営業所別鉛製給水管取替状況について

(単位：件)

営業所	21年度取替件数 (件)		21年度末の状況				
			全給水 装置数	鉛管残存装置数		鉛管残存率 (%)	
	全体	道路部分		全体	道路部分	全体	道路部分
東山	682	694	19,298	5,412	4,917	28.0	25.5
山科	1,816	1,586	59,761	21,502	14,990	36.0	25.1
北	2,080	1,970	62,191	27,116	17,999	43.6	28.9
丸太町	1,469	1,262	49,059	19,783	12,491	40.3	25.5
右京	2,372	2,060	64,980	24,161	17,292	37.2	26.6
西京	1,128	1,159	46,680	15,877	11,183	34.0	24.0
左京	1,703	1,741	60,395	23,620	16,057	39.1	26.6
九条	2,395	2,370	63,871	28,996	21,054	45.4	33.0
伏見	2,564	2,688	73,763	31,997	23,455	43.4	31.8
計	16,209	15,530	499,998	198,464	139,438	39.7	27.9

平成22年度鉛製給水管取替工事助成金制度利用実績について

(平成22年10月末現在)

営業所名	実績件数 (件)
東山営業所	5
山科営業所	0
北営業所	6
丸太町営業所	8
右京営業所	1
西京営業所	0
左京営業所	19
九条営業所	2
伏見営業所	3
計	44